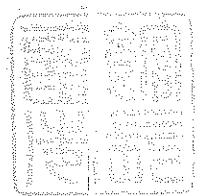


## 函館空港およびその周辺における 消防救難活動に関する協定書



北海道エアポート株式会社函館空港事業所長および函館市長は、函館空港及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり締結する。

(目的)

第1条 本協定は、函館空港緊急時対応計画において定義する緊急事態（以下「緊急事態」という。）に際し、北海道エアポート株式会社函館空港事業所（以下「甲」という。）と函館市消防機関（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害防止又は軽減を図ることを目的とする。

(区分)

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、原則として乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対し速やかに通報するものとし、空港周辺で緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対し速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人数
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 出動車両の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動し現場に到着したときは、速やかに通報した機関に連絡するものとする。

(現場指揮)

第4条 消火救難活動に際し、乙が出動した場合は、現場指揮は乙がとるものとし、甲は必要な情報の提供に努めるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、乙が派遣する消火救難要員に対し、甲が保管している救難機材等を提供するものとする。

2 消火救難活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

3 乙は前項の協議結果に基づき、甲を通して費用を負担すべき者に対して請求書を提出するものとする。

(調査に対する協力)

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意し、相互に情報を提供するよう協力する。

(活動内容の通報)

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(消火救難訓練等)

第8条 甲は、消火救難訓練等を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するととも

に、必要に応じ消防隊員等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合にはこれに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する救難機材等を提供するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和3年3月1日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。
- 3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通を保管するものとする。

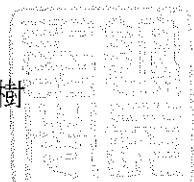
令和3年2月25日

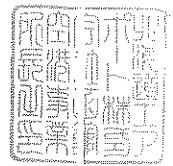
甲 北海道エアポート株式会社  
函館空港事業所長 八島



乙 函館市長

工藤 壽樹





齊東野語  
卷之二十一  
宋史記